別表第1

別衣弟 1	
事業所・施設等の種別	根拠法令
訪問介護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護又は法第115条の45第 1項第1号イに規定する第一号訪問事業を運営する事業所
訪問入浴介護事業所	法第8条第3項に規定する訪問入浴介護又は法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護を運営する事業所
通所介護事業所	法第8条第7項に規定する通所介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業を運営する事業所
通所リハビリテーション事業所	法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを運営する事業所
短期入所生活介護事業所	法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を運営する事業所
短期入所療養介護事業所	法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を運営する事業所
特定施設入居者生活介護事業所	法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を運営する事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する事業所
夜間対応型訪問介護事業所	法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護を運営する事業所
地域密着型通所介護事業所	法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業を運営する事業所
認知症対応型通所介護事業所	法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を運営する事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を運営する事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を運営する事業所
地域密着型介護老人福祉施設	法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所	法第8条第23項に規定する複合型サービスとして介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に 規定する看護小規模多機能型居宅介護を運営する事業所
居宅介護支援事業所	法第8条第24項に規定する居宅介護支援を運営する事業所
介護老人福祉施設	法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
介護老人保健施設	法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	法第8条第29項に規定する介護医療院
養護老人ホーム	老人福祉法(昭和38年法律第113号)第20条の4に規定する養護老人ホーム
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
	•